

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案

令和3年(2021年)9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(札幌市区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市区の設置等に関する条例(昭和46年条例第25号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項の表札幌市中央区役所の項中「札幌市中央区南3条西11丁目」を「札幌市中央区大通西2丁目」に改める。
- (2) 第4条第2項の表札幌市北区役所篠路出張所の項中「東茨戸2条3丁目まで」を「東茨戸2条3丁目まで 東茨戸3条1丁目 東茨戸3条2丁目 東茨戸4条1丁目」に改める。

(札幌市福祉に関する事務所設置条例の一部改正)

第2条 札幌市福祉に関する事務所設置条例(昭和46年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表札幌市中央区保健福祉部の項中「札幌市中央区南3条西11丁目」を「札幌市中央区大通西2丁目」に改める。

(札幌市保健所及び保健センター設置条例の一部改正)

第3条 札幌市保健所及び保健センター設置条例(平成9年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表札幌市中央保健センターの項中「札幌市中央区南3条西11丁目」を「札幌市中央区大通西2丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第1条中札幌市区の設置等に関する条例第4条第2項の表札幌市北区役所篠路出張所の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

中央区複合庁舎の整備を行うことに伴い、中央区役所、福祉に関する事務所である中央区保健福祉部及び中央保健センターを一時的に移転する等のため、本案を提出する。